

第22回半田市農業委員会総会議事録

令和7年3月28日午後2時00分下記議案審議のため半田市役所庁議室へ招集した。

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諮問第9号 農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地利用計画の変更について

委員の出欠席

農業委員			農地利用最適化推進委員		
番 号	氏 名	出欠席	担当区域	氏 名	出欠席
第1番	深津延幸	出席	有脇・亀崎	石川丈夫	欠席
第2番	小栗絵里	欠席	乙川	高橋智恵	欠席
第3番	岩橋克巳	出席	半田・岩滑	青木功雄	出席
第4番	新美久美子	出席	成岩	榊原且己	出席
第5番	竹内甲永	出席	板山	岩橋一成	欠席
第6番	榊原久美	欠席			
第7番	堀寄純一	出席			
第8番	石川敏彦	出席			
第9番	藤野道子	出席			
第10番	石川明美	出席			
第11番	新美周大	出席			

事務局出席者

事務局長	大木康敬	書記	服部由紀
書記	竹内裕基		

事務局

ただ今から第22回総会を開会いたします。
はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さま、本日は3月のお忙しい中ご参集いただきありがとうございます。今回は前回保留の案件を引き続き審議する内容となります。本日も議事進行にご協力いただき、活発なご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、総会に入らせていただきます。本日の出席委員は11名中9名です。また、推進委員5名中2名ご出席いただいております。

それでは、半田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。半田市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

本日、議事録署名委員は、3番の岩橋克巳委員4番の新美久美子委員となります。なお、本日の会議書記には事務局職員の服部氏、竹内氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2の諮問第9号「農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地利用計画の変更について」であります。番号諮問第8号4について、はじめに事務局より説明をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。前回の第21回農業委員会総会において、審議いただいた諮問第8号の4番、岩滑高山町当該地に太陽光発電設備を設置するための農振除外の件で、調査担当委員より、この場所に太陽光を設置することは適切でないという発言があり、これについて農業委員会としてどのように対応するのか、様々な意見をいただきました。その場での整理、調整が困難であったため保留とし本日継続して審議をするものです。

総会翌週の24日月曜日には、半田市岩滑区長はじめ区役員一同という形で、半田市長及び農業委員会宛てに要望書が提出されました。お手元に要望書の写しを配布いたしております。事務局は、農振除外にかかる半田市からの諮問について、農業委員会が求められている役割や、農業委員会の職責の範囲内でこの問題にどのように対応すべきかを整理しました。

半田農業振興地域整備計画は「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、愛知県の同意のもと半田市が作成するもので、農振除外はこの変更ということになります。半田市へ農振除外の申出があった場合

は、この件について市は農業委員会に対し意見を聴くものとされています。その趣旨は「農業振興地域制度に関するガイドライン」に示されており、日頃の業務として農地法許認可に関する事務や、農地利用最適化推進のため、担い手への農地集積集約や、新規参入促進等を行う農業委員に、これらへの影響について意見を聞くことであるとされています。市での申出受付時点で6要件を満たすことを確認しており、普段はこれ以上に付すべき意見はない「異議なし」として答申することの可否を審議していますが、先ほどの観点から農業者の代表としてさらに付すべき意見があった場合は、意見を付して答申することができるものです。

前回、担当委員から、岩滑の農風景の保全、地域の観光資源、文化資源としての景観の観点などでここに太陽光設備設置は望ましくない旨発言があり、農業委員会として意見を付することができるのか、付す場合は、どのような意見を付すか意見をいただきましたが答えをまとめることができませんでした。その後先ほどお伝えしたとおり、農業委員会宛てに要望書が提出されたため、これを受けたことにより、意見は付して答申することが良いかと事務局は考えております。

本日農業委員の皆様には、まず意見を付して回答することでよいか伺います。また、意見を付す場合の目安、たたき台として事前に答申の案を作成しております。本日、他に意見等ございましたらそれらを盛り込み農業委員会からの答申としたいと考えます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長

事務局からの説明は終わりました。それではこれを踏まえて、農業委員会宛てに要望書も出てきていますし、意見を付すといことでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、事務局の答申案をもとに、先日のご意見の他にご意見がある方はお願いします。

委員

意見を付して答申すると、本件は差し戻して再度半田市は検討をすることになるのでしょうか。

事務局

このあと、審議いただきます意見の内容にもよりますが、例えば農振除外はやむを得ないとすると農業委員から半田市へ意見を答申し、その後愛知県へ同意を取ります。またその後の段階で申出者へも農業委員会からあった意見を通知します。

委員

その意見を受け取った、半田市、愛知県、事業者から農業委員会に回答はありますか。また岩滑区に対してはどうですか。開発業者が地元住民に対して説明会を行うとかはまだわからないですか。

事務局

意見聴取に対し答申ですので、農業委員会にさらに回答が来るものではありません。岩滑区に対しては要望書の要望内容について農業委員会、半田市からどういった対応ができるのかを回答をします。開発業者からの説明については、岩滑区からの要望書の要望内容のひとつになりまして、今審議している内容から離れてしまいますが、環境課が新年度施行にむけて作成する太陽光設置のガイドラインで地域に説明することとしているため、ガイドラインに沿って対応するよう開発事業者に伝えますと回答があるのではないかと考えられます。要望書回答で示した内容を実際に市が行い、それを受けた開発事業者がどう受け止めて対応するか

を決めていくことになると思います。

委員

農業委員会は意見を求められていると説明がありました。それであれば、意見内容の採決をとるのでなく、出た意見をすべて付せばいいのではありませんか。

事務局

農業委員の意見を求められているのではなく、あくまで会議体としての農業委員会の意見を求められていますので、委員会としてとりまとめられ調整された意見を付すものです。答申案はあくまでたたき台ですので、これをどのように調整するかを吟味いただきたいと思います。

委員

この区域は都市計画課が作成する岩滑地区景観資源マップというものでごんぎつね田園地区と書かれている。田園地区と書かれているなら、農業委員会がそれに配慮するよう意見することが、権限を逸脱することとは思えないがどうか。産業課は受付段階でこれを踏まえて、事業者に配慮を求めるなど対応ができたのではないのか。

事務局

最終的には事業活動につながる申出行為ですので、根拠となる規制がないものを受付制限することはできません。景観を担当する都市計画課に確認しましたが規制はできないとのことでした。

議長

他に意見はありますか。

委員

私は、6要件を満たしていれば、他と同様に意見なしで返すことが農業委員会に求められている業務と考えます。ただし要望書が出てきていることに対する、農業委員会としての最大限の配慮として、答申案にある言葉を選んでくれたと思います。これもあくまでお願いしたいというものではありませんが、農業委員会の権限の中ではこれくらいなのかなと思います。

議長

他に意見はありますか。採決に写りますが、最後に担当委員は意見がありますか。

委員

さまざまな議論がされましたが、私は地域の住民でもありますので答申案の「やむを得ない」の意見に賛同はしがたいです。申し訳ないが、審議となれば反対とさせていただきます。

委員

私は、調査担当委員が反対と言っている以上、理由はどうあれそれに賛同し審議となれば反対とさせていただきます。

委員

除外の意見聴取、答申はこれでいいと私は思います。要望書については半田市全体で連携を図って対応してほしいです。

委員

本件の申出書を唯一受けている農振除外担当は、農地所有者がどこまで大きな問題なのか理解していない可能性があるため、可能な範囲で働きかけてほしいと思います。

議長

番号諮問第8号4につきまして、他にご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号諮問第8号4につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

番号諮問第8号4を承認・可決いたします。

議案については以上となります。

これで第22回半田市農業委員会総会を閉会します。

(午後3時00分)

以上議事の内容を録して下記の者が署名した。

半田市農業委員会長 印

半田市農業委員 印

半田市農業委員 印